

平成 22 年 6 月 25 日

各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 6 番 17 号
三田証券株式会社
代表取締役社長 三田 邦博

ユニマツト証券株式会社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

三田証券株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、ユニマツト証券株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を、平成 22 年 5 月 28 日（金曜日）より実施しておりましたが、本公開買付けが平成 22 年 6 月 24 日（木曜日）をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

三田証券株式会社

（東京都中央区日本橋茅場町一丁目 6 番 17 号）

(2) 対象者の名称

ユニマツト証券株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

②新株予約権

1) 平成 19 年 11 月 29 日開催の対象者臨時株主総会及び平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」と

いいます。)

- 2)平成19年11月29日開催の対象者臨時株主総会及び平成20年2月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)
- 3)平成19年11月29日開催の対象者臨時株主総会及び平成20年2月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第4回新株予約権」といい、「第2回新株予約権」、「第3回新株予約権」及び「第4回新株予約権」を総称して「本新株予約権」といいます。)

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,538,625(株)	8,435,000(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が、買付予定数の下限(8,435,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式及び自己新株予約権を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である10,538,625株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成21年12月25日に提出した第111期中半期報告書及び平成22年5月26日に提出した第111期中半期報告書の訂正報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(12,416,825株)に、公開買付期間の末日までに、本新株予約権のうち対象者が保有する自己新株予約権を除いた本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成21年10月1日以降本書提出日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(668,500株)を加え、平成21年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(2,546,700株)を控除した株式数(10,538,625株)になります。なお、発行済株式総数(12,416,825株)には、単元未満株式数625株が含まれています。

(注4) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(注5) 単元未満株式については、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従い株主より単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付け等に定める価格にて当該株式を買い取ります。

(5) 買付け等の期間（公開買付期間）

平成 22 年 5 月 28 日（金曜日）から平成 22 年 6 月 24 日（木曜日）まで（20 営業日）

(6) 買付け等の価格

普通株式	1 株につき、金 163 円
第 2 回新株予約権	1 個につき、金 1 円
第 3 回新株予約権	1 個につき、金 1 円
第 4 回新株予約権	1 個につき、金 1 円

2. 本公開買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	応募数	買付数
株券	9,870,125 株	8,435,000 株	—	9,867,025 株	9,867,025 株
新株予約権証券	668,500 株	—	—	0 株	0 株
合計	10,538,625 株	8,435,000 株	—	9,867,025 株	9,867,025 株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（8,435,000 株）に満たない場合は応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（9,867,025 株）が買付予定数の下限（8,435,000 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	84,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 85.47%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	98,670 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.63%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	98,695 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する

株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年12月25日に提出した第111期中半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、対象者の本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式並びに単元未満株式についても対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記半期報告書に記載された平成21年9月30日現在における発行済株式総数(12,416,825株)から対象者が保有する自己株式数(2,546,700株)を控除し、平成22年5月26日に提出した第111期中半期報告の訂正報告書に記載された平成21年9月30日現在における本新株予約権の目的となる株式の数の合計(668,500株)を加えた合計(10,538,625株)に係る議決権の数105,386個として計算しております。

(注3) 上記割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金
1,608,325,075円

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三晃証券株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目13番4号

② 決済の開始日
平成22年6月29日(火曜日)

③ 決済の方法
公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。
買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります)、公開買付け代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(7) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

三田証券株式会社

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番17号)

3. 本公開買付け後の方針等

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済株式数（自己株式を除きます。）の全てを取得できなかったことから、本公開買付け後、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の発行済株式数（自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続き（以下「本手続き」といいます。）を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立し、少数株主の利益を不当に害さないと合理的に判断できる場合には、公開買付者は、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行なうことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行なうこと、③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付すること、を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定であります。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。上記各手続きが実行された場合には対象者の発行する全ての普通株式（自己株式を除きます。）は、全部取得条項が付された上で全て対象者に取得され、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては法令の定める手続きに従い当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については本公開買付けの買付価格と同一とする予定ですが、生じる端数の数及び会社法第234条第2項の決定内容等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあります。

また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定であります。対象者が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行なうに際しては、(i) 少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主は、その保有する株式の買取請求を行なうことができる権利を有しており、又(ii) 同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うに当たっては、その必要手続き等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、上記方法については関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付け者の株式所有割合及び公開買付け者以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも公開買付け者以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しており、この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあります。その場合の具体的な手続きについては、対象者と協議の上決定次第、速やかに公表いたします。

公開買付け者は、上記手続きの実施後又は同時に、対象者との間で公開買付け者を存続会社、対象者を消滅会社として吸収合併を行なうことを予定しております。

本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、本新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付け者は、対象者に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続きを行う場合があります。

以 上